

第 1 7 回

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会

平成 1 9 年 1 1 月 2 2 日 (木)

午後6時00分 開会

○事務局（大木） では、定刻になりましたので、ただいまから第17回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を開催いたします。

議事に入りますまでの司会進行を務めさせていただきます千葉県河川整備課、大木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の確認ですが、まず会議次第がございます。

続いて、資料1として、前回第16回委員会の開催結果概要です。

次に、資料2として、平成20年度実施計画（案）。

資料3-1から資料3-3で、工事1年後の検証・評価に関する資料です。

また、資料4として、評価委員会の開催状況と意見がまとめられた、第5回評価委員会の資料の抜粋があります。

なお、委員の皆様のお手元には青いファイルで三番瀬の実施計画等に係る資料を置いてありますが、この資料はお持ち帰らないようお願いいたします。

続いて、今日の委員の出席状況ですが、上野委員、富田委員、松崎委員、田草川委員におかれましては、事前に所用のため欠席する旨連絡を受けております。

また、本日にしまして、急用ができたとのことで、清野委員、宮脇委員、及川委員、澤田委員におかれましても欠席となりました。

また、倉阪委員におかれましては、本日、少し遅れる旨連絡を受けております。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

今回の主な内容は、平成20年度実施計画（案）ですが、本日の委員会で実施計画を確定し、27日開催、第22回三番瀬再生会議へ報告したいと考えております。

議事の進行は遠藤委員長にお願いしたいと思います。

遠藤委員長、よろしくお願いいたします。

○遠藤委員長 それでは、これから会を進めたいと思います。

まず、第1番目の議題であります「第16回委員会の開催結果概要について」ということですが、委員の皆様には事前に資料をお送りしておりますけれども、本日は平成20年度の実施計画（案）の最終決定ということもありますので、16回の内容につきまして、主要なところをご説明いただきたいと思います。と思っています。

それでは、お願いいたします。

○事務局（塩屋） では、事務局から、第16回委員会の結果ということでお伝えします。

前回、資料2に基づきまして、平成20年度の実施計画（案）ということでご提示申し上げました。

まず、「よりよい工夫」ということで、委員会と勉強会においていただいた意見のご指摘、それから、景観アンケートのときに評価の低かったものに対して、「よりよい工夫」をしたいということでご説明をし、それから、3つの案をお出しいたしました。

案1・案2・案3で、メリット、デメリットについては省略いたしますが、基本的には、平成18年度・19年度で施工いたしまして、残る部分、東側と西側から1工区、2工区と進めておりますけれども、真ん中の部分の約360mについて、3案とも、まず当面の安全を図るということで、真ん中の部分の暫定断面を進める。

それだけでは、事業計画の中で900mを5カ年で整備しますという目標に向けては、まだほかの整備もしなければなりませんので、陸側の杭を打つということを提示しております。

第1案につきましては、当面の安全を図るということで360m暫定断面、プラス陸側の杭を370m、第2案につきましては、同じく真ん中の部分の暫定断面に完成断面を見てみたいというご意見もありますので、真ん中の部分について完成断面を提案したものです。

第3案につきましては、同じように真ん中の部分の暫定断面と、プラス陸側の杭、それと、18年度に施工いたしました100m部分の中でまだ暫定断面の部分が60m残っておりますので、ここで18年度に検討いただいた新断面を施工するという3つの案で提示しております。

では、資料1に基づきましてご説明申し上げます。

まず1ページですけれども、竹川委員のほうからの、平成20年度のモニタリング計画については評価委員会の意見などがどこで反映されるか、というご意見に対しまして、19日の評価委員会の意見を聞き、護岸検討委員会の意見をいただきながら、実施計画に修正を加えるということで回答しております。

また、同じく、測線を沖合方向にさらに100mほど延伸できないかということにつきましては、予算上の関係もありますが、現行の20mピッチの観測点を50mにするなどの方法がありますということで、検討課題としております。

また、及川委員のほうから、転落防止について、浅場づくりについてはレキにもカキがつくのでよく考えて対応してもらいたい。

倉阪委員のほうからは、レキを入れるのは望ましい姿か議論が必要である。

また、上野委員からは、レキについても流出しないように潜堤等の検討が必要であります。

また、工藤委員のほうからは、侵食域と堆積域を見極めて、自然に砂が積み上がるようなど

ころで行うのがよいでしょう。

2 ページ目にまいります。

田草川委員のほうから、浅場にレキを置くことにこだわることはどうかというご質問。

また、砂であれば効果も大きいでしょう。自然な形で干潟が形成されるのがいい。

また、上野委員から、砂を入れるのであれば砂の質も考慮すること。生物相の変化も考えられるので、よく見据えた議論が必要であります。

中段あたりなんですけれども、ここらあたりから具体的に各案について意見が出されました。

まず、及川委員のほうから、当面の安全対策として第1案を推薦する。

緑化試験については、A案、暴露試験なんですけど、これを工夫することがよいのではないかと。

また、上野委員からは、海岸性植物の特性から、試験面積は大きくとったほうがよい。

三橋委員のほうから、環境を整えば植物はつくと考えます。

3 ページのほうに移ります。

田草川委員のほうから、第2案で完成形を見てみたい。

倉阪委員のほうからは、第3案が望ましい。第2案は、バリエーションの検討時間が足りないのではないかと。

4 ページに移ります。

工藤委員のほうから、安全性の確保に時間差がないのならば、第3案を支持したい。

歌代委員のほうからは、新完成断面の施工をするのであれば、第3案がよい。

後藤委員のほうからは、一定区間の完成形が見れるのであれば、第3案がよい。

また、苗づくりなどの準備も必要と考えますということです。

遠藤委員のほうから、基本的に第3案で検討してみたい。

これにつきまして、前回欠席の委員もいらっしゃいましたので、今回の第17回検討委員会の中で決めていけばいいのではないかとということでまとまっております。

それを受けまして、事務局のほうで本日、資料2でございますけれども、3つの案について、実施計画の様式のスタイルにして提示することとしております。

前回の第16回委員会の会議結果の概要については、以上でございます。

○遠藤委員長 ただいまご説明いただきました16回の結果概要ということですが、本日の議題との兼ね合いもありますので、多少詳しく説明していただきました。大体の経緯は、まだ比較的最近の会でございますので、皆さんもまだご記憶にあらうかと思っておりますけれども、今日ご意見がまとめれば決定するという形になっております。

一通りのことは意見が出ていたと思いますけれども、また関連して少し意見があればまた加味するという必要かと思えます。何かありましたら、ご意見等お願いしたいと思います。

(「特にありません」の声あり)

○遠藤委員長 実は、特になければ、前回欠席しておりました清野委員からメールが入っております。事務局のほうから詳しくご説明をしていただきましたが、本日は体力不足で欠席になりますということです。

いろいろご説明を伺ったようではありますが、委員としては前回合意された案で基本的には結構です。第3案で結構です。現在の案の中では一番いいと思えますということで返事をいただいております。皆さんにお伝えくださいと、このようなメールが入っております。

また、及川委員も欠席ですが、第3案で結構ですという意見をいただいております。

それから、宮脇委員は、前回出ておりますので、欠席ですが、前回の案を支持するというごさいます。

それぞれの案につきましては前回議論いただいておりますので、概ねのところはご理解いただいたと思いますけれども、概ねほとんどの委員の方々が第3案でよろしいのではないかなという結果になっておりますけれども、いかがでしょうか。

もしそれでよければ、それに関連して、決めることだけ決めてしまって、あと関連した事項が出てきますので。前は、仮に3案でいいとなった場合でも、3案の場合には完成形が含まれておりますので、そこについてはやや検討の余地が残されているということになっておりました。したがって、もし3案でよければ、完成形の部分を少し議論する。そんなふうなことで前に進められるかなと思っておりますけれども、まずこの3つの案について、前回の意見と、先ほどお話ししましたようなほかの委員の方々の賛同も得られていますので、その辺について、それでよろしいかどうかということですが。

(「結構です」の声あり)

○遠藤委員長 よろしいですか。では、どうもありがとうございました。

○工藤委員 多少コメントさせていただきますが、私も基本的に賛成しております。前からしているのですけれども。

ただ、第3案というのは、完成形の距離というのですか、延伸距離というのですか、わかりませんが、割合小さくなっている。1案はないのだから、1案よりはましなのですから、そういうことをごさいます。

2案がなぜ具合が悪いかというと、非常に大きな問題として、海を使った工事をしないので

きない。費用が非常にかかるという点もある。そういうことを考えると、3案ならば費用はかからないというイージーな考え方に陥ってしまう可能性があるわけですが、現在の場合では、やはり事務局さんの考え方、基本的にはそうなんですけれども、さらに一度は提案してある海からの工事というのを考えに入れて、予算が取れるなら取って、少しでも工事距離を延ばしたいという、希望的なものでよろしいのですが、それはつけ加えていただくというわけにはいかないでしょうか。

今は40mですよというふうに言っているわけですがけれども、例えばもう少しでも努力をして、40を50にでも延ばせるのなら延ばしたいと、そういうようなことができれば、完成形の部分の大きさが少しでも大きくなるような努力は、もうしないのではなくて、しますよということ、そういうようなことは書き足すことはできないものでしょうか。これは事務局にお願いします。

○遠藤委員長 いかがでしょうか、今のご意見。

○事務局（柴田） 今、もう少し、少しでも延ばせないかというご質問でございましたけれども、実施計画の中に緑化の試験計画という部分がございます、20ページの図をごらんいただきますと、第3案で40m完成形をつくりますといった部分が40mで赤で着色しております、そのすぐ右側に黄色く小さく塗った部分、これは16年度に乱積みをした部分でございます。その下を見ますと、そのちょうど直上の被覆石の部分が緑色になっておりまして、ここで緑化試験のA案をやったらどうかというところがございますけれども、もし試験計画をA案でということになりますと、同時に完成形、新しい断面の完成形が60mできるということになりますので、現在の「40m案」とは言っておりますけれども、60mぐらいは連続したものが見れるという状況でございます。

○工藤委員 大変ありがとうございます。ぜひ、そういうふうな形で整備をしていただければ、やはりちょっと、真ん中に緑が残っているというのがずっと気になっていましたので。

○遠藤委員長 ただいまお聞きのように、トータルとしての完成形が約60m近くなるということでございます。

それでは、第3案で20年度を実施するという事にさせていただきます。

○榊山委員 すみません、私、前回欠席で、何の意思表示もしていないものですから、一言。私もといいますか、第3案で賛成です。一言だけ。以上です。

○遠藤委員長 では、よろしいですね。第3案ということで進めさせていただきます。

○工藤委員 追加していただけるのでしょうか。A案を採用するならば、60m可というふうに。

○遠藤委員長 先ほどの追加ですか。

○工藤委員 はい。そういう努力はするとか、約束ではなくて、努力ですね。

○遠藤委員長 ということでよろしいですか。

○工藤委員 可とする努力をする。A案が採用されないとだめなんでしょうけれどもね。

だから、このA・B案のほうを先に議論してしまったほうがいいのかなどという気もしますが、けれども。緑化の方法です。今お答えいただいたのは、この緑化の方法でA案のほうを採用するならば、残り20mの部分、緑色になっている部分も合わせて工事ができるでしょうということなんですよね。

すると、60mと書けるんです、その場合は。そこまで書いていいかどうか、ちょっとね、問題はあるけれども、努力をすることはいいと思うんですよね。

○遠藤委員長 3案の話と、それから緑化の話が。

○工藤委員 そうなんです。それがかぶってくるものですから。

○遠藤委員長 ええ、絡んできたんですけれども、どうですか。

○工藤委員 この間は、大体緑化のほうもA案がほぼ通っていますから、それほど大きな議論にはならないと思うのですが、やはりB案のほうが必要だとおっしゃる方がいらっしゃるかもしれませんから、それだけ先に固めてしまえばと思います。

○遠藤委員長 第3案の上で、さらにA案・B案と一緒に議論しておいたほうがいいのかということですね。

○工藤委員 はい。

○遠藤委員長 いかがでしょうか。案としては第3案という意見がほとんどなんですけれども、緑化の関連が少しあるのではないかとということですが、とりあえず3案ということを前提にしてという話でよろしいですか。

○工藤委員 いや、逆だと思います。A案を採用するならば、3案を60mにもっていける可能性が生じるということですから、先にA・Bがないとできない。

○遠藤委員長 事務局はいかがでしょうか。

○工藤委員 先日、一応B案というのは支持がだんだん低くなって、最初はあったけれども、だんだん低くなっているんですよね。ほとんどの方はA案を支持していらした気がします。

ただ、議事録を見ると、余りA・Bのことははっきり書いてないから、ここはやはり整理したほうがいいのかということです。

○遠藤委員長 はい、では、どうぞお願いします。

○事務局（柴田） 今の議論の少し参考になるかと思しますので、同じ資料2の28ページをちょっとごらんいただきたいと思うのですが。

ここに平成20年度実施計画（案）というのがございまして、これが本日、実施計画として決まった場合には、今延長など抜けておりますけれども、この部分を記入して、27日の再生会議のほうへ報告するということになります。

今ご質問がありました工事延長の話、捨石部分何m、陸側H鋼杭何mということで書くようになっております。

あわせて、3)で、緑化試験という部分がございます。ここには特に延長などは入っておりません。緑化試験を行いますということだけでございます。この辺もご意見をいただきたいところでございますけれども、今見ていただきました3案の「40m案」というのは、あくまでこれは呼称でございます。実施可能な延長ということで40mになりましたので、わかりやすいように「完成形40m案」と呼んでいるだけでございますので、40mにしなければいけないということではございません。

緑化試験のほうで、A案で行うのであるということになれば、当然、完成形としてでき上がるものは60mございますので、ここの28ページの延長には「60m」と書くのが妥当かなと思っております。

○遠藤委員長 60mできるんですね。

○工藤委員 そういうことですね。

○遠藤委員長 3案が実施されると、結局トータルで60mでき上がるので、それに関連して、緑化のほうのA案がその区間できるのではないかと、こういうことですね。

○工藤委員 A案を採用すればということですね。採用されれば、自動的に60mにはなるでしょうと。

○遠藤委員長 この緑化のほうのA案・B案については、まだ具体的なところをもう少し詰める必要があるかと思っておりますけれども、それでは、3案を一応念頭に置いた上ということになると逆かもしれませんけれども、緑化についてA案とB案があったわけです。前回の話では、ある面では自然に出てくるところもあるでしょうし、また、B案はA案と比べると大分様子が違うのでというお話もあったと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

○後藤委員 ちょっとお伺いしたいのですが、今の完成形も含めて、落ちたりする可能性があるよという話、隙間が空いていてですね、石積みをして終わりにするのか、そこも緑化を検討していくのかということが将来。両方やれば良いと思うんです。僕はAもBもやれば良いと思

うのですけれども、Bもやっていく必要があると認識したほうがいいのか、いずれやらないといけないのか。その辺のことを少し伺いしておいたほうがいいかなと思います。

○遠藤委員長 まず、先にご意見を伺いたと思います。そのA案、B案のことについてですね。

○後藤委員 今言ったのは、まあ、緑化試験やってみればいいと思いますし、A案でやってもいいのですが、将来的にそこの今までやった完成形も必要であれば、B案も含めて、とりあえず計画の中に入れてしまったほうがいいのではないかなということですよ。

○遠藤委員長 ほかに、ご意見はありますか。

事務局のほう、このA案とB案の区分けと申しますか、仮に3案で行くことになった場合に、このA・B案の兼ね合いはどうなるのでしょうか。

○事務局（柴田） 今、A案・B案ということで2つ出しておりましたがけれども、実を言いますとこれ、A案もB案も新しい断面の試験ということですよ。B案というのは、旧断面の上でやっておりますけれども、これは便宜的に場所を使っているだけで、旧断面を緑化するための試験をしようということではございません。

あえて、一番当初の断面というのは、しばらく比較のためにそのまま放置しておいたほうが比較としていいのか。隣接する2つの断面が並ぶという意味です。そういう意味で、今のところ、最初にやった20mの緑化というのはまだ考えておりませんでした。

ここで言うA案・B案というのは、A案というのは、全体の吸い出し防止シート、あるいは間詰め、そうした工法まで含めた試験を大規模にやるか、あるいはB案というのは、本当に植物の種類を選定するだけの簡易な試験にとどめるか、その違いでございます。

○後藤委員 ありがとうございます。

○遠藤委員長 ほかに、いかがですか。

○工藤委員 すみません、もう一度重ねてお願いと、若干お聞きしたいのですが、今のご説明でいくと、B案を採用した場合には、また改めて緑化というのをやらなければならないんですよということになるんですね。とりあえずそういう実験をしてみて、その成果を踏まえて実際のごことはまた別にやるという。

A案というのは、大体見通しは立っているのだから、もう緑化に入りましょうよという、そういうふうにご考えていいんですか。

わかりました。初めはこの木枠がどうのこうのというところが非常に大きいのかと思ったら、そうではないんですね。

○歌代委員 事務局の話でよろしいのではないのでしょうか。

○工藤委員 いいですね。だとしたら、当然A案でやらないと緑化できないのだから。

○歌代委員 そうですね。

○工藤委員 当たり前なことみたいなことで、A案を支持させていただきます。

A案を支持した限りは、今度は先ほどの3案というのは60m完成可能であるという前提で、書き込みはそうしていただけるということで、よろしいですね。納得いたしました。

○遠藤委員長 では、20年度の(案)、断面の件と、それから緑化の件につきましては、新しい断面のほうではA案をやっていく。それから、旧のところではB案をやっていくというような形で進めていくということでよろしいわけですね。

それでは、この20年度計画の緑化に関連いたしました部分を含めまして、あと何かコメント等がありましたら。一応3案ということで決定ということに、緑化についても、今ご説明のようにやっていくというようなことを決めたわけですが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○遠藤委員長 それでは、20年度の(案)につきましてはそういうことで、あと事務局のほうはこれでよろしいのでしょうか。

○事務局(柴田) 28ページが実施計画の本文ということで、ただいま決定しました数値を入れて、再生会議のほうへ報告いたします。

あわせて、これまでもそうございましたけれども、29ページ以降というのは、ほかの事業と違いまして護岸改修事業の内容が入り組んでおりますので、参考資料ということで、毎年度つけておりますので、こちらのほうをちょっとごらんいただきたいと思います。

まず、29ページでございます。これは位置図になります。

それから、参考資料の目次ということで書かせていただいております。

30ページが平面図ということになります。19年度の黄色い着色に対しまして、20年度の赤、今ご決定いただきましたので、若干修正が出てまいりました。

図の中で非常に小さくなっておりますけれども、緑化の部分が「合わせて60m」という表現にしますので、小さな黄色、これも赤になるということで、これは修正いたします。

それから、31ページにまいりまして、これは実施計画の復習になりますけれども、356mの捨石、AP4mまでの高さを行う。これで、暫定形がつながるということですね。当面の倒壊防止が図れる。

それから、2つ目、隣接した40mを新基本断面の完成形で行っていく。これの表現が「60

m」に改めるということになるかと思えます。

それから、さらに陸側のH鋼を 300m行うということでございます。

それが工事のメニューになります。

32 ページにまいりまして、工事の実際の断面、どこの部分を行うかということになります。中央の①-①断面をごらんいただきますと、捨石と海側の杭ということで、赤く着色しております。

それから、今 60mになりました東側の部分、右断面、33 ページをごらんいただきますと、乱積みを行って、被覆石まで行うという完成断面になっております。

それから、34 ページになりまして、こちらはモニタリング計画でございます。これまで、評価委員会などからご意見をいただきまして、昨年から修正を加えております。

まず、一番上、地形をごらんいただきますと、これまでは護岸から 100mの範囲。

あわせて、35 ページに図面がございますので、35 ページを見ながらのほうがわかりやすいかと思えます。

地形測量に関しましては、これまで護岸から 100m沖合に向けて測量を 20mの測線間隔で行ってまいりました。これに関しましては、20 年度も同様に工事の範囲に対して広げていくということで変わりはありませんけれども、評価委員会のほうから、沖合 500m程度、工事の範囲が広がってくる、あるいは、滞筋に若干の地形の変化が見えたということで、もう少し沖合まで海底の地形変化をとって見たらどうかというご意見がございましたので、その意見に合わせまして、これまで調査をしてまいりました測線の 82、それから対照測線の L-2、それから、これも評価委員会からの意見でございましたが、対照測線 L-2 が、今度は工事区域の中に入りますので、その外に対照測線をとってはどうかということで、事前の環境基礎調査で行いました L-3 を新しい対照測線としまして設定しまして、この 3 本につきましては、護岸から沖合 500mまで測量を行うということで、これまでとはモニタリングの内容が変わっております。

それから、34 ページに戻りまして、底質でございます。

底質に関しましては、地形と同様に、同じ目的でこの 3 測線について沖合に調査範囲を広げたい。ただし、100mの範囲というのは底質の採取、10mピッチで行ってまいりましたけれども、100mから沖合の側というのは、同じハビタット、同じ物理環境が広がっておりますので、10mピッチで底質を採取するのはちょっと過大であろうということで、100mを超えては 150m、それから 200m、300mという形で、ほぼ 100mピッチで 500m沖合までの底質調査というもの

を実施してみたいというふうに考えておりました、これが変更点になります。100mから中につきましてはこれまでと同様の内容でございます。

それから、生物調査でございます。

生物調査も、図面のほうをごらんいただきますと、黒い矢印で示した部分が生物調査の対象になりまして、対照測線を含めまして大きく4測線。

それから、今年実施しました乱積みの部分を加えますと、5測線ということになります。生物調査の対象測線も増えてまいりました。これが昨年との変更点になります。

それから、緑化でございます。

これまで緑化という項目はございませんでしたけれども、今年度から、モニタリングの計画の中にも緑化というものを入れさせていただきまして、植物の種の選定、それから追跡調査ということで記述をさせていただいております。

それから、その下、水鳥というのがございまして、これも評価委員会からのご指摘でございます。

工事範囲が長大になってまいりましたので、水への影響というものを無視できないのではないかと。まず、その影響を考慮する必要があるかどうか、それを含めて検討してみてもどうかというご指摘がございましたので、それについては、今年環境部のほうで実施しております自然環境調査で水鳥の調査をしておりますので、その結果を用いて検討を加えてみたいというふうに考えております。

それから、検証材料のほうの波浪・流況でございますけれども、こちらにつきましては、最大60日ということで計画をさせていただきたいと思っております。

これも、当護岸検討委員会、あるいは評価委員会でご指摘がございましたけれども、イベントの後の調査というのが非常に貴重なデータがとれるというご指摘がございました。そちらのほうにできるだけエネルギーを割くために、最初は30日、最大60日という幅を持たせていただいて、十分なデータがとれれば30日で観測は締めて、その分のエネルギーをイベントのほうに回したいというふうに考えております。

そうしたものを図に示したものが35ページでございます。

それから、1つ、前回に対照測線の関係で懸案がございました。図の中で一番左を見ていただきますと、対照測線L-3と書いておりますけれども、説明がございまして、事前の環境基礎調査のときのL-3から比べますと、若干、80mほど西側へ移動しております。

全く同じ上で重ねてとったほうが時系列で比較できていいのですが、実はこの対照測線の上

では生物調査なども行います。そうしますと、もとのL-3というのが、行徳湿地からの暗渠の吐け口にちょうど近くなっておりまして、非常に特異な点であるということがございますので、対照測線としてはいかがなものかというところがございますので、少し工事区域から離れる方向へ平行移動させていただいて設定をしております。

それから、36 になりまして、工程でございます。

第3案の場合の工程でございますけれども、工事のほうは3回に分けて発注をして、現地のほうは施工してまいります。

一次の工事は、2月に契約をしまして、4月下旬から5月上旬に現場に入ります。捨石工ですね。暫定形の捨石工と、それから海側のH鋼ということで一次工事を進めます。

そして、二次工事というのが5月に契約しまして、6月・7月頃現場に入ります。これは、海側のH鋼の残りとして、それから被覆石ですね。完成形 60mの被覆石の工事を、海側につきましては7月・8月、A P 3.0mから上の部分につきましては9月以降という形で被覆石の工事を行います。

そして、三次工事としましては、9月頃の契約、そして、11月下旬頃現場に入りまして、陸側のH鋼杭、これの打設を冬場に行っていくということで計画しております。

それから、下段のほうにまいりまして、モニタリングの調査のスケジュールでございます。これまでと同様、スケジュールに関しましては、工事の前、工事の後ということになりまして、工事の前に関しましては19年度の調査になりますけれども、工事の後、9月に20年度の調査を始めます。

それから、生物に関しては冬場の調査がございます。

そして、全部の項目をまた春の調査ということで予定しております。

そのほかに、青潮の観測、あるいは緑化試験の追跡調査というようなものを予定に入れております。

それから、1つ、この工程表に関係しましてお断りなんですけれども、今一次工事というのが、2月に契約をして5月から現場に入りますというお話をしましたけれども、工事のほう、2月に契約するために手続に2ヶ月ほど時間がかかります。

談合問題などございまして、これまで指名競争入札という手続でございましたけれども、本年度から一般競争入札という手続になりまして、手続に少し時間がかかるようになりましたので、12月から手続を始めませんと2月に契約ができないというような状況がございますので、まずは公告という手続になります。入札に参加される方を募集する、そういう手続でござい

すけれども、そういったものを12月から始めさせていただくということをご承知おきいただきたいと思います。

それから、37ページにまいりまして、PDCAサイクルでございます。19年度行った350mの工事に対しましてモニタリングをして、前回説明させていただきました、ほぼバリエーションで対応する部分が非常に多くなっておりますけれども、そうした工夫を加えて、20年度の実施計画ということで、今後も引き続きこうした順応的管理の手続きを踏みながら進めてまいりますということでございます。

実施計画の追加説明に関しましては以上でございます。

○遠藤委員長 ありがとうございます。

20年度の計画に関連いたしまして、モニタリングの調査計画等につきまして追加のコメントをしていただきましたけれども、実は結果概要の話から議題の2のほうにちょっと飛んでしまいまして失礼いたしました。大部分の委員の方々のご賛同を得られたということでそうってしまったのですけれども、本来ですと議題の2があったのです。実はこの評価委員会の開催状況との関連というのもありましたので、続けてそこもご説明いただけますか。

○事務局（柴田） ちょっと順番が前後して申し訳ございませんが、資料4をごらんいただきたいと思います。報告事項ということで挙げさせていただいております。先日、19日に評価委員会がございました。その結果ということでご報告をさせていただきます。

護岸に関します評価委員会としましては、8月3日に合同の、今年第1回目の評価委員会がございまして、こちらのほうで順応的管理の進め方について説明をさせていただきました。

そして、環境調査と護岸と、2つの小委員会に分かれて9月から行っておりますけれども、護岸のほうに関しましては9月13日に護岸の小委員会ということで開催しましたけれども、このときは少し委員の方の出席が足りなくて、懇談会という形になりました。

このときに、環境のモニタリングの速報ということでご報告をさせていただきまして、ここであわせて台風9号の影響についてモニタリングしてみてもどうかというお話がございまして、急遽、調査を加えたような経緯がございます。

それから、10月12日、前回もご報告させていただきましたけれども、護岸の小委員会がございまして、ここで1年後の検証と評価という結果を、当委員会と同じ内容を説明させていただいたところでございます。

そして、11月19日、第5回評価委員会ということで行われまして、評価委員会としての意見が取りまとめられております。

今お手元の資料は、その 19 日に配布された資料でございますので、これから再生会議のほうへ報告される内容は若干変わるかとは思いますが、概ねこうした内容でございます。

まず、上からごらんいただきまして、目標達成基準 1、生物環境のこと、これに関しましては工事後 1 年を経過して、生物の加入、定着というのが順調に見られる。概ね妥当な結果ではないかという評価をいただいております。

それから、目標達成基準の 2、物理環境のほうに関しましては、著しい変化というのは確認はできない。ただ、滞筋の中で、地形や底質というものが少し変化しているようだ。それは、季節変動なのか、護岸の影響なのか、それに関しては不明である。これは、関連して、先ほどの沖合、もう少し 500m ぐらいまで地形の変化を把握してみてもどうかというご意見になっております。

それから、(2)のほうでございますけれども、これは 20 年度のモニタリングに関する意見でございます。

1 つ目としまして、目標達成基準 1 の関係でございます。今護岸のモニタリング、順応的管理というのは 5 年を 1 つの目標としておりますけれども、5 年を超えて長期的な変化が起こった場合、それをどう評価するか。10 年後、20 年後に振り返ったときにどう評価するのか、その辺も考えてみてはどうか。

例えば、今はまだ 1 年でございますので、石積みの空隙がたくさん残っておりまして、生物が多様に棲み込んでおりますけれども、10 年、20 年たったときに、葛西のように砂が入り込んで空隙が小さくなったときに、今とは違った生物相になってくるだろう。それは、自然の淘汰ということで評価するのか、その辺を一度考えてみたらどうかというようなご意見がございました。

それから、2 つ目のポツが、先ほど申しました滞筋の中の議論、まだ十分ではございませんけれども、変動があるようなので、もう少し沖合まで地形測量、底質調査をしてみると、何の影響なのかというところが見えてくるかもしれないというようなアドバイスをいただいております。

それから、3 つ目が先ほど申しました工事区域の外側に対照測線を移すようにというふうなお話でございました。

このペーパーにはございませんけれども、19 日に追加で出された意見としまして、護岸のテーマが「海と陸との連続性」ということになっておりますので、その連続性の一部ということで、地下水の連続性について確認するような方法について検討してみたらどうか。

既設の矢板護岸が腐って穴があいておりますので、当然水が、根入れが浅くなっておりまして下から通っているわけですけれども、石積みの護岸を施工したことでまたそれが遮断されていないかどうか、それを確認することも検討してみてもどうかというようなご意見がございました。

それから、もう1つございまして、外来生物というものがございまして、護岸の構造が変わったことでその外来生物の侵入を助長させているか、いないか、そうしたことも注意が必要ですねと。特に調査項目を増やすということではないのですが、検証していく段階で、そんなことが起こっていないか、それも視点として入れてみるかどうかというようなアドバイスがございました。

それから、護岸に対しての意見ではないのですが、全体として、評価委員会としては、三番瀬再生全体を見ながら、個々に与えられたテーマに対して意見を述べなければいけない。そのときに、目標とする再生生物のようなものが決まっていけないというのはやはり非常に議論がしづらいので、それに関しては改めて再生会議のほうへ要望したいというようなお話がございました。

それから、ペーパーの一番下にもございますけれども、台風のようなイベントの調査というのは非常に重要であるというのは、評価委員会としても同じ意見でございますけれども、そのときにどうした項目を調査すべきなのか。そうしたところについては、評価委員会として少し検討を加えて、再生会議のほうへアドバイスしたいというようなお話がございました。

以上が、評価委員会のご報告でございます。

それから、併せまして資料3-1をごらんいただきたいと思います。評価委員会などからご意見をいただきまして、1年後の検証・評価について修正を加えておりますので、それをご報告いたします。

3-1の「防護」につきましては、これは前回もご報告いたしました。当委員会でもご意見がございまして、4番の「高潮災害防止への指標」、これについて、まだ工事に含めていない部分を数字で評価するのはいかなものかということで、これに関しましては目標数値を外しております。

それから、資料3-2の「生物環境、物理環境」でございますけれども、こちらにつきましては、14 ページ、検証結果と評価のところでございます。13 ページにも、重要種のウネナシトマガイの情報がございまして、評価委員会の中でも、定めた測線を外れた位置で観測された。1 個体のみ確認された。工事からまだ1年ということを考えても、「定着」という

表現は当たらないのではないかとというようなご指導がございました。

これに合わせまして、表現を「完成区間において成員が1個体のみ確認された」という表現にとどめております。

それから、評価のほうにまいりましても、そのような状況を受けて、引き続きモニタリング調査を続けて検証してまいりたいというような評価に改めております。

それから、物理環境につきましても、19 ページになりますけれども、当初、「生物に影響を与えるような大きな変化は起きていない」という表現にしておりましたけれども、ちょっと科学的ではない、目標達成基準も、「洗掘等の著しい変化が生じないこと」ということに対して、そのまま事実を述べるべきであろうということで、評価に関しても、「現在までのところ、著しい変化は確認できない」という表現に改めております。

それから、資料3-3でございます。景観と利用でございます。

こちらに関しましても、当委員会でも意見がございました。アンケート調査の結果、評価の低かったものについては、特に記述を残して今後の検討材料とすべきである。

特に評価委員会からご意見がございましたのは、ゴミの問題でございます。石積みの護岸にしたことで、イベントなどを中心にゴミの問題が発生しておりまして、これは今後の検討課題としていただきたいというようなご意見がございましたので、それをそのまま検証評価に加えております。

それから、利用のほうにつきまして、ふれあいの部分でございますけれども、アンケートの中で、「楽しみたい」、「楽しさ」という部分の評価が非常に低くなっておりまして、その部分をつけ加える形で記述を修正しております。

1年後の評価に関しましては以上でございます。よろしくお願い致します。

○遠藤委員長 20年度の実施計画に関連して、モニタリングの話が出てきましたので、それに関連しまして、評価委員会でのモニタリングに関する検討結果などを報告していただきました。

また、当委員会がやってきました1年後の検証・評価ということで、それぞれの内容につきましてご報告いただきましたけれども、この全体に対しまして何かご意見がありましたら、お願い致します。

○工藤委員 意見ではないのですけれども、最初のほう、平成20年度の計画ですか、参考資料ですね。実施計画の中で、資料2の36ページ、このところなんですけれども、一番下、緑化試験というのがあります。

実は、緑化試験が、ここではモニタリング調査の中に位置づけられているんですね。当然、モニタリングで、緑化試験のモニタリングもしなければいけないのですけれども、施工しないのにモニタリングするわけにいかない。

つまり、緑化というのは試験なのかどうかよくわからないのですけれども、緑化試験がモニタリングなのか、しかし、少なくともA案を採用してこの第3案のところでは施工するとなると、それはもう既に、小規模ながら植栽ではないかと思うんですね。

ですから、植栽という、これは草本の植栽ですけれども、草本の植栽という行為が、施工が入って、その結果をモニタリングするのでここへ入ってくるという形をとらないとまずいのではないのでしょうか。

工事の中には石だとか杭だとかばかりがあって、植栽は全くないわけですよ。それは、お金も努力もそんなにかからないから抜いたのだと言われればそれまでなんですが、でも、そういうものではないのではないかなと思いますので。

○遠藤委員長 実施工程表の中の話ですね。

○工藤委員 そうですね、工程表で。

○遠藤委員長 具体的ないろいろな計画を実施するという意味では、確かにそのような表記といますか、内容ですね。

○工藤委員 どこかに書いておいていただけたほうが。陸域の工事の中に入ると思うのですけれども。陸域工事に1つ設けていただけないでしょうかね。

○遠藤委員長 どうぞ。

○事務局（柴田） 今この工程表の中で想定しておりましたのは、工事の工程表でピンク色の線がございます。二次工事の中で。この中で、陸域の工事の被覆石工というところがございまして、試験に伴う工事というのはここに含めるということで想定しておりましたけれども、それでは明確でないということで、外出しをして、植栽工というような工種を入れたほうがいいのではないかというご意見でよろしゅうございますか。

○工藤委員 付記でも構わないですけれどもね。備考の中でも。

何か一言入っていないとなんか。

○事務局（柴田） 右側に備考欄を設けておりますので、その陸域工事、被覆石工の欄の備考欄に、植栽工ということで記述でよろしいでしょうか。

○工藤委員 ええ。植栽を含むと。

○事務局（柴田） はい、植栽を含むということで。

○工藤委員 結構です。

○遠藤委員長 20年度の工程表は恐らく護岸がメインで書かれたのだと思いますけれども、関連しましてそのようなことが進められますので、そのような形で織り込んでいただくということにします。

ほかに何かご意見はありますでしょうか。どうぞ。

○榊山委員 ちょうどそのページで、35ページの測線L-1からL-2、L-3を来年度延長するということですが、この地域、海域の過去の地形のデータというのはあるのか、ご存じでしょうか。もしあるならば、その最新のデータから、その比較の対象とするというのがよろしいかなと思ったのですけれども。

○事務局（柴田） 今、沖合500mまでの深浅測量というのは3本の、のばしておりまして、一番右側が「測線82」と書いてありますけれども、これは事前環境基礎調査、平成16年度にやりましたけれども、そのときのL-1というものに相当しまして、データがございます。

真ん中がL-2、左がL-3ということで、L-3は少し平行移動させていただきましたけれども、比較する対象としては問題はないかなと思っておりまして、この3本に関しましては、もともと500mほどの調査データがございます。

○榊山委員 16年度に。

○事務局（柴田） はい。

○榊山委員 わかりました。

○遠藤委員長 ほかにいかがでしょうか。竹川さん、どうぞ。

○竹川委員 今の点なんですけれども、市民調査のほうで今年度も数回やっておりますが、測線というようなことでなくて、この地区について10ポイントほど、これで2年越しに地形の調査をしております。これはもう、点ですけれども。

それから、ちょっと意見なんですけれども、同じページで、要望を入れていただいて、この3つの測線について沖合500mという案が出ているのですが、先ほどのお話では、一番西のほうのL-3ですか、それが暗渠の排水の口と重なるのでというお話がありましたので、私の考えでは、もしも重なるのでしたらもう少し東のほうにずらしていただければいいのではないかな。それは、暗渠の水は、出てきて、東のほうに流れているんですね。ですから、そういう意味で微地形の状況をつかむには、少し東のほうにずらしていただいたらどうだろうか。

あと、このL-2とL-1、2本が100m以遠、500mまで延びるわけですけれども、そのラインの数が、もしもできましたらもう1本ほど増やしていただけたら。

といいますのは、この地域は、濇筋というのですか、いわゆる工事用の水路を除きますと、その先のほうはかなり凹凸が激しくて、堆積が非常に大きいところと、かなり泥のあるところその他ありますので、もう1本ほど増やしていただきたいのと、それから100m以遠について、50mないし100mの間隔で生物その他の調査をされるというようなことなのですが、この濇筋のほうの間隔を少し減らしてでもよろしいので、100m以遠の沖合のほうの測定の間隔をもう少し増やしていただけないかなと思うわけです。

それは、今回台風9号が来ましたので、私どもの今までの継続的な調査の結果では、かなりこの堆積が出てきておりますので、恐らくそれは加速されるのではないかという感じがするわけです。ですから、できましたらそういった100m以遠の測点の数を若干ふやしていただくのと、本数をもう1本くらい、これは予算の関係もあるのですが、濇筋の部分の測点を減らしてでも、そういうことで工夫していただければという希望です。

以上です。

○遠藤委員長 今のご意見、いかがですか。お願いします。

○事務局（柴田） ちょっと事務局のほうから説明が足りなくて申しわけございませんでした。もう一度、34ページなり35ページの図をごらんいただきたいのですが、図のほうで十分わかりになるかと思えますけれども、凡例の中で「潮間帯生物調査」というのが太い矢印で示しておりまして、図をよくごらんいただきますと、太い矢印というのは護岸から100mの範囲で、100m以遠500mまでというのは深淺測量と底質調査だけでございまして、生物調査に関しましては、これまでと同様、護岸から100mの範囲ということで考えております。

今回、深淺測量を沖合500mまで延ばしましたのは、もともとの予測評価で、波長からですね、1波長～1.5波長までが護岸の影響の限界だろうという根拠をもって100mという設定をいたしまして、調査をして評価をしたわけですが、その中で唯一、濇筋の中の物理的な環境の変化というものだけが根拠づけというものができなかった。

それに対して、物理的な変化をもう少し沖合までとってみたらどうかという評価委員会のご意見でございましたので、あくまでその物理的な変化の把握のための延伸ということでございますので、測量と底質調査を沖合500m、生物調査に関しましては、これまでと同様、護岸から100mの範囲を想定しております。

なおかつ、護岸から100mの範囲を粗くして、沖合をもう少し密にという考え方もあるかと思えますけれども、物理的な実証を想定した場合、護岸から100mの範囲というのは、やはり護岸の影響が出やすい部分であろうと想定されますので、その部分の調査というものを密に

して、100m以遠というのは護岸の影響も少ないだろうということですが、あくまで検証の材料ということで3本ほど垂らしていただいております。

事前の環境基礎調査、あるいは測量の中でも、100mから沖合というのを6個のハビタットに分類したわけでございます。護岸の直下のハビタット、それから滞筋のハビタット、それから沖合のハビタットということで。実は、滞筋を越えて沖合にまいりますと、余り物理環境というのは変わらない。生物相もそう変わらないというようなことが事前の調査でわかっておりますので、余り沖合に密に予算を投入しても、効果が得られるかどうか、ちょっと疑問がございます。一番影響が出やすい護岸の前面に調査は集中したいというふうに考えております。

それから、もう一つちょっと説明が足りなかったかと思えます。L-3でございますけれども、図をごらんいただきますと、もともとのL-3というのは、この図の中で、例えば100mという旗上げの表示がございます。護岸から沖合100mまで調査範囲としますよというような旗上げがございます。ちょうど市川市さんの所有地の左端、この付近が行徳湿地からの暗渠の出口になっておりまして、そこにもともとL-3というのがございました。

そこにありましたので、そういった特殊な環境では対照測線にならないということで西側のほうへ少し移動しましたけれども、それより東側ということになりますと、ますます工事区域に近づいてしまいまして、ほぼ工事区域の中に入ってしまうというような状況がございますので、暗渠の出口から東側というのはどうかなど。

今の設定したラインからもう少し東側ということになると、だんだん近づいていくことになりますので、できるだけ離してということで、特殊な箇所から離して、なおかつ滞筋の形態がまだ残っているところということでこの位置を選定しております。これ以上また西側になりますと、今度は滞筋がもうない区間に入ってしまう。泥干潟の区域に入ってしまうので、この辺が限界かなということで設定をさせていただいております。

以上でございます。

○遠藤委員長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○竹川委員 今に加えて、それを申しましたのは、滞筋というのでしょうか、私は工作用水路と言っているのですけれども、この工作用水路の中の生物相というのは、調査の結果でもわかりますように非常に単調で、生物が非常に希薄ですよね。だから、そのところの生物をいじっても、特殊なああいった物理環境の中では実態が把握できないのではないかと。

むしろやはりその先もある程度固定的な底質、その中での生物相というのでしょうか、それをむしろ重点にして調べたほうが、この工事の幅の延長がかなり出てきておりますので、そ

ちらのほうを調べていただいたほうがより影響のほうも把握できますでしょうし、生物相の変化も把握できるのではないかなと思います。

ですから、せっかくやりましたも、大体 20mから 80m、ないしは 100mぐらいの幅の、いわゆる工作用水路のところなので、そこを 20m間隔でやっても非常に難しい割に効果が余り出ていないというふうに感じるわけです。

それから、もう 1つ、さっき申しましたように、もう 1本増やしていただければと。それで、この間からお話ししていますが、ちょうどこの L-2 と L-3 のあたりの、若干 L-2 に近いのでしょうか、250mぐらいの部分で、今ウナギとハゼの養魚というのでしょうか、それをやっていたらという、これは澤田さんの話ですけれども、そういうことからしまして、もう少しそういう測り方の位置についても考えていただければと思います。

○遠藤委員長 いかがですか。

○事務局（柴田） 今、生物の調査範囲ということでご意見がございました。

もともとの考え方を少しご説明させていただきますと、まず、生物の調査範囲を決めるときに、もともと護岸の前面に根固めの捨石がございました。そこを 1つのハビタットとして、それから、滞筋が前面にございますけれども、滞筋と捨石の間にも砂地盤というハビタットが 1つございました。そして、泥のたまった滞筋がございまして、その滞筋から沖合というのが一様に砂地盤のハビタットがあった。そういうハビタットの境目、変化を拾えるような形で、100mという範囲を設定しております。

そこから先というのは同じ物理環境が続いておりますので、生物が同じとは言いませんけれども、護岸の影響としては、護岸の直下、それから滞筋までのハビタット、そして滞筋、滞筋の沖と、一応護岸から 4つのハビタットを網羅するような形で調査の範囲を設定しまして、それから、直接石積みによって改変されてしまう護岸直下については、もともといた生物が優占種としてある。それから、重要種としてウネナシトマヤガイと、こうした代表的なもので再生を確認しましょう。

なおかつ、それからもっと沖合の部分については、物理的な環境が変化があったか、なかったかということで全体を評価しましょうというような評価の手法を検討してまいりました。

もともと生物の調査をすることが目的の事業ではございませんで、あくまでも護岸の改修が目的の事業でございます。当然、生態系に配慮した改修を進めていくということで、できる限りの調査をするわけでございますけれども、そうした目的に従いまして、調査の範囲、あるいは評価の仕方というのを設定しております。

直接改変されるハビタットの優占種と重要種、そして物理的な環境、そうしたものを代表させて評価の視点としている。すべての生物について追跡調査というのは物理的に不可能でございますので、そうした指標、視点を持つことで全体の評価をさせていただいているというところでございます。

○竹川委員 ただ、1点だけちょっと強調したいのですけれども、ここの塩浜2丁目護岸からの500m区間あたりの生物で、最も湿重的にも、また個体数から言っても圧倒的に多いのはアナジャコなんですよ。これは、今までのあの潜水した形での生物調査の方法ではつかめないんです。しかし、そこでも生物の、護岸前面での海水域の浄化力というのは、そのアナジャコで支えられている。もう圧倒的なんですよ。

これはやはり、そういういわゆる干出したとき、大潮等の場合でないとできません。それは前に自然環境調査の中でやっていただいたことなんですよけれども、それと同じような方式でぜひとも考慮を願いたいという希望だけ言っておきます。

○遠藤委員長 今のご意見で、ほかの方で何かご意見がありましたら、いかがですか。

○倉阪委員 遅れてきてすみません。

モニタリングについては、やはり看過影響の大きいところを重点にやるということでこういうやり方でいいと思うのですが、今の竹川さんの話で、アナジャコがつかまえないという話があるのですが、これは今やっているような100mの範囲内で、この人工水路ですか、滞筋というか人工水路というか、この中にもアナジャコというのはいるのでしょうか。それとも、アナジャコは、この延ばした100mより先のところにたくさんいるという。

○竹川委員 そうです。延ばしたところにいるわけですね。

○倉阪委員 今の100mの間には、滞のところは。

○竹川委員 ほとんどいません。滞はほとんどいません。

○倉阪委員 ああ、そうですか。

○竹川委員 ですから、これはやはりある程度干出することを前提に調査できるわけですから。その干出時間は別としましてね。ですから、測線の中ではつかめられません。

50m、100mとといいますと、やはりいわゆる面的な、数量的な把握はできないんですよ。集中していますから、1㎡あたり70とか60とかという数でいますからね。

○倉阪委員 まず、このモニタリングの目的は、事業の環境影響をちゃんと把握をするということですから、これだけ、一番近いところで地形の変化がどうかということを綿密にやっておけば、それで100mより先のところに何か影響があるかどうか、ありそうかどうか、それがあ

る程度わかる。

それで、今回は3線ですけれども、外にも延ばしますので、とりあえずこれでやれば、その100mを超えて環境影響がありそうかどうかというのはわかると思うんですね。

その場合、もしも環境影響がこれを超えてありそうだということであれば、もう少しその先についての生物調査も延ばしていくということで対応していくのでいけるのではないかと思うのですけれども。

○遠藤委員 ほかの委員の方でご意見があれば聞きたいのですけれども。どうぞ。

○佐藤委員 今倉阪先生の言われたことと同じなんですけど、いわゆるここで計画されているモニタリングというのは、護岸の影響を調べましょうということが大前提だと思うんですね。

アナジャコが生息しているところを調べましょうというのは、また三番瀬全体の海域調査とかそういう中で調査すべきことではないかなとは思いますが。

○遠藤委員長 ほかにいかがですか。はい。

○工藤委員 生物の調査というのは本当に難しいのであれなんですけど、ハゼなんかにしても、アナジャコなんかにしてもなかなか、線を引っ張ってその中でなんていうわけにいかない。ですから、ものによって考え方を変えながら、いろいろ見なければならぬところがあるということをお前提におかなければいけませんので、今考えられるのは、やはり工事影響で何が起こるかという。アナジャコは関係ないよと切り捨ててしまうのは残酷だと思いますけれども、それならそれなりの見方をしてやる必要があると思うんですがね。

それは線ではないと思います。だから、ある場所で、ここにはアナジャコが、例えば1㎡当たり80いたのが60になってしまったよ、20になってしまったよというような、そういうような場所があれば、そういうことを記録することが大切ですから、それは全く違う形で調査をしないとできないと思いますね。

生物というのは、言ってみれば、ある山にライチョウが何羽いるかということと同じなんです。ですから、大きなあるエリアをちゃんと考えて、そこにどれだけいた、それが減ってきたよとか、増えていったよとかいうことをちゃんと記録していないと、影響というのは出てこないですからね。

それは、ライチョウがいなくなる理由にはいろいろあるでしょう。林道をつくったからいなくなったというのものもあるし、タカが来たからいなくなったというのものもあるので、それは後の分析になるわけですから、その分析の結果、その分析をしてみて、ここでアナジャコが減ったのは実はこの堤防をつくったからだよということにつながれば、これは影響があると、こうなる

わけですね。

だから、そういうきちっと分析のできる仕事をしないと、線を引っ張って、その線上に何匹いたなんていうのを勘定したところで、それはわからない。そういうことだと思います。

ですから、それはそれで、やはりモニタリング委員会のほうでもちゃんと議論していただいて、大事なものについては、調査方法を確定した上できちっとやれということをするべきだと思います。

それから、私、これ今この図を眺めていて、ありゃと思ったのですが、よろしいでしょうか、ついでに2つばかり意見を述べさせていただきますが、今のこの35図の中で、赤で○に十の字が緑化試験のポイントになっている。これは構わないのですけれどもね、これは余計なことなんです、実は○に十の字というのは島津の印なんです、これ、余り縁起のいい字ではないんですよ。マークとしては。

というのは、ご存じのとおり、『蘭学事始』をごらんになりますと、わからないところに○に十の字を書いていたんです。そして、だんだんわかるにつれて○に十の字は減っていったんです。だから、よくなれば減っていくというやつですね。そういう意味がある。それで、緑化試験ですからね、やはり緑色か何かでちょっと丸しておいたほうがいいかなと。

これはくだらない話ですけども、もうちょっとくだらないのを申し上げますと、これは資料3-2の13ページ、14ページというところです。ここで、ウネナシトマヤガイのことを「重要種」と書いてあります。

重要とは一体どういうことかということ、重要というのは、「産業上重要である」とか、「環境上重要である」とかいろいろあるのでしょうかけれども、そういう役割を言うんですよ。役割が重いことを「重要」と言うのでありまして、ウネナシトマヤガイというのは、要は「レッドデータブック」、千葉県の「レッドデータブック」の中ですけども、その中で要するにランクA、これは「希少種」というか、あるいは「絶滅危惧種」というか、そういう意味の度合いなんです。

ですから、絶滅危惧の度合いの高いものという、この場合はむしろそうなるんですけども、きちっとした表現をしないといけないと思います。「重要種」と言ったら、三番瀬で重要種はアサリです。アサリを重要種にしたって、だれも文句は言わないです。「ウネナシトマヤガイが重要種だなんて、あんなもの、重要じゃないよ」という人が多いんですよ。だから、その辺は言葉はきちっと選んだほうがいいと思います。

以上です。さっきの○に十の字はかなりくだらない話です。

○遠藤委員長 モニタリングの測線等につきましては今までもいろいろ経緯があつて、護岸の影響範囲の中でどのぐらい調査するかというあれがあつたかと思ひますけれども。

はい、お願いします。

○後藤委員 資料2の7と9なんですが、前回こういうことがあつてこういう対応をしますよという話を書いてあるわけですが、特に「転落に対する対処が必要ではないか」というので矢印が書いてあつて、レキ等で浅場をつくるなど安全対策を検討するということが書いてあつて、たしか事務局からレキという話が出ていたのですが、これまでの議論の中で、それをもうちょっとちゃんと議論したほうがいいのではないかという、それも含めてですね。ですから、ここで余りこういう、どこまで出すかわからないのですけれども、資料で、「レキ」という言葉をはっきり書かないほうがいいのではないかと僕は思っています。

そういうことを検討しますよと。だから、浅場をつくるということは検討の対象になりますので、7と9ですか、「レキ等」というのは外してしまつたほうがむしろ、これからの検討になりますということで。またこれを見て何かイメージが固定されるといけないと思ひますので、それが1点です。

それから、もう1つは、先ほど評価委員会のほうから、例えば5年後以降について、例えば石積みの中に砂が詰まつて、新しい違う生物が出てくるかもしれないということターゲットに実は置くと、それから、浅場をつくるとかそういうことになりますと、今までのモニタリングの評価ではない形のもが出てくると思ひますよね。

それは、恐らく今後のバリエーションの検討の中で議論していくべきこともありますし、それからほかの委員会、検討委員会もできましたのでそこの絡みもあるのですが、僕は今年度の実施計画の中にやはりそのバリエーションなり、それからそういう、その中で、例えば監視水域をどうつくっていくかということも含めて、それは20年度の中で議論をするということ、実はバリエーションのためですね、それから、そういうことをやるかどうかも含めて、それも実は実施計画に入れておいたほうがいいのではないかなという気がしています。

そうしないと、工事だけ進めていって、事業としてはそうなんですが、「次のよりよい断面のためのバリエーションの検討」というような言葉をやはり事業計画の中に入れておいたほうがいいのかなと。これは相当議論があると思ひますけれども。

想定しているのは、毎回僕のほうで言つてあります35ページのこの◇、今回、潮間帯生物で定点目視観察というのをに入れていただいています、その地点ですね、5年後のことも含めて、バリエーションも含めて、そういうことを少し検討して行つていく部分という、そういう

表現をどこかで入れておいたほうがいいのかと実は思っています。

以上です。

○遠藤委員長 このバリエーションについては、各年度の計画が進む中で十分に議論をしていくという大前提があったと思いますけれどもね。具体的に、項目として明記するという事は問題はないのだらうと思いますけれども、むしろ積極的に書いておいたほうがということですか。

○後藤委員 そうです。

○遠藤委員長 それはご意見ということで、また後ほどでも。

ほかに何かありますか。どうぞ。

○三橋委員 資料3-3で、「楽しさ」、これは13ページにあえて赤字にしたということで先ほど説明があったのですけれども、これ、13ページの上の欄と、検証結果と親水性の評価、両方とも触れているのですけれども、楽しみたいというのは、求めているんですよね。

下で言っている「楽しさ」というのは、求められたことに対して答えを出さなければいけないのだとしたら、確かにせつかくなのですから楽しみたいという傾向が窺われたのだとしたら、ではどうしたら楽しんでもらえるのかというのを、バリエーションの検討なんていう狭い範囲ではなくて、一度この「楽しさ」というのをキーワードにして考えてみる必要があるのではないのかなと。そうでないと、楽しみたいという要望に応えることにならないのではないのかなという気がしているのですが、いかがなんでしょうか。

○遠藤委員長 そうですね。実は、アンケートの、特に記述事項がたくさんあったかと思えます。それにつきましては、今、宮脇委員のほうに再度分析していただいて、前にもちょっとお話をしたかもしれませんが、そういうものをいかにこの工事の中で形にしていくかということが大事なのだらうと思えます。

そういう意味で、これはもう、楽しみとか、あるいは五感に響くようなものというのは1つだけではないと思いますので、景観であったり、あるいは、特に私は感じているのですけれども、そこにどのくらい滞在しているかということが1つの指標になるとよく言われています。滞在できるようないろいろな要素がないと、楽しみが少ないのではないかと、そういうことを具体的に、これからバリエーションという範囲を超えてといいますか、含めまして、検討していかなければならないと思います。

○工藤委員 「行上」というよりも、「検討を含めて」にしたほうがいいですね。これだけではないんですからね。だって、道だって、曲げたり、マツの木を植えたりする。全部、楽

しきにつながるのです。これは「行う上」ではなくて、「検討を含めて」ですよ。

○遠藤委員長 その辺のことはこれからむしろ入っていくところで考えていただければ。また、そういうことでご意見を出していただければ、よりよい形が出てくるだろうと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

○後藤委員 これの、28ページの「平成20年度千葉県三番瀬再生実施計画（案）」の中の第5節、海と陸と連続性、護岸、28のこれを、結局、さっき工事延長とか、捨石とか、大体決まってきましたよね、緑化試験も含めて。それで、ここの「三番瀬再生会議、三番瀬評価委員会等の意見を踏まえながら」というのは、今度新たに入れた部分ですか。前回から入っている部分でしたっけ。

○事務局（柴田） ちょっと説明が抜けまして申しわけございません。

実は、27日に再生会議がございます。それに先立ちまして、44事業の実施計画の（案）というのを各委員の方に送らせていただいております。それに対して各委員の方から県のほうに意見が出されております。

護岸に関しましても、こういった文言を加えたらどうかというご意見がございまして、それを今日一緒にご意見をいただこうということで、含めて、ちょっとこれは加えてみたところがございます。

今の時点で、護岸に関しましてはまだ実施計画（案）というものが決まっておりませんので、このようなフォーマットの中に3案併記という形で、今再生会議のほうには、護岸の実施計画（案）ということを出させていただいております。それに対する意見があったということでございます。

○後藤委員 はい、わかりました。

○遠藤委員長 よろしいですか。

○後藤委員 はい。

○遠藤委員長 ほかに、いかがでしょうか。

もしなければ、会場の方でもしご意見がありましたら、今までの経緯を含めまして、手短かにお願いしたいと思います。

では、どうぞ。

○会場（牛野） 習志野の牛野と申します。

言わずもがなのことをちょっと言いたい。というのは、今の話を聞いておりまして、今千葉県では、「生物多様性条約、千葉県戦略」というのを堂本知事が一生懸命やっております。

そういうところから言いますと、いろいろな生物がいて、海域も重要なわけです。それで、アサリが重要種というお話があったのですけれども、アサリだけでは生きていられないわけです。そんなことわかっていると思うのですけれども。

それで、私が言いたいのは、先ほど重要種ということが言われていましたけれども、ここの中で、Aランク、それは「最重要保護生物」なんですね。ですから、それが抜けていただけで、まあ、重要種であることには変わらないので、今度書いていただくときは、Aランクは「最重要保護生物」、Bランクだったら、その「最」が抜けている「重要保護生物」とかと書いていただけたらいいと思います。

ここに書いてあることはわかっておりましたけれども、「ちょっと生物多様性と今言っているながら、何で」ということが頭によぎりましたので、一言、言わないでもいいことかもしれませんが、言っておきました。以上です。

○遠藤委員長 もう一方。お隣、どうぞ。

○会場（今関） 江戸川の今関と申します。

資料3-2の工事から1年後の検証と再考のことで申し上げます。

13ページと14ページなんですけれども、ウネナシトマヤガイについて、県のほうでもいろいろ努力していただいて、ありがとうございます。

ここの写真でこういうふうになっているのですけれども、13ページの上のほうに、「1工区の低潮帯において」云々というのがあります。

それから、14ページの真ん中の検証結果のところの一番下ですけれども、「完成形区間において」云々とありますですね。

ちょっと検証基準を決定したときの書類が今ないので何ともわかりませんですけれども、この表現が、当時もこういうふうになっていたのかなと。

つまり、モニタリング調査をする調査区域というのはそのとき決めたわけですね。例えばマガキのところなんですけれども、マガキは8ページにありますですね。ここでは、中潮帯、施工前、0.53とあります。これは、単位としてm²当たり云々となっているわけですね。

ウネナシトマヤガイについては、当時どういう表現になっているかわかりませんが、調査区域が1工区全体であったのではないかと思うのですけれども、そういったことであれば、完成形区間というのはちょっとやはり適当ではないので、「1工区」というふうにしなないと、事実として、また評価をする場合としても適当ではないと思うんですね。

完成形区間について、ウネナシトマヤガイがいたか、いなかったかというのは、当然、検証

基準を決定するときに議論にならなかったと思うんです。1工区を対象に事業をやられたわけですから。そういう点でちょっと疑問に思いますので、検証結果のところは訂正すべきではないかなと思います。

それから、2つ目は、20年度の計画が一応今、実施計画が決まりましたけれども、モニタリング手法の決定のことなんですけれども、これ、18・19年についても、もう年度に入ってしまったから決められたわけなんですけれども、やはり当然この20年度についても、施工前の調査が計画に入っておりますから当然出てくると思うんですけれども、それに伴って検証基準とかそういうことが当然決められていくと思うんです。

そういう点で、やはりこれは早急に決めるという形で、このモニタリング計画のところに入っておりませんので、やはりこれはきちんと入れて、いつ頃つくのかということもやはり示すべきではないかなと思います。

以上です。

○遠藤委員長 はい、どうぞ。

○会場（立花） 市川の宮久保から来た立花ですけれども、資料2の35ページですけれども、これは護岸から沖に500mの深度調査をするということになっているのですが、質問ですが、500mというのは何か意味を持っているんですか。500mの意味、あればちょっと聞かせてください。

○遠藤委員長 あと、ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、先ほどご意見が幾つかありましたので、その辺も含めてお願いいたします。

○事務局（柴田） ただいまの、沖合500mまでの調査、意味があるのかということでございます。詳細に確認はしておりませんが、評価委員会の海岸工学の専門の先生のほうから、500mほど調査をしてみたらどうかというご意見をいただきまして、それをそのまま採用しております。

以上でございます。

○遠藤委員長 よろしいですか。

○会場（立花） 何か、ご質問されてきたのだと思うのですが、ちょっと意味合いがよくと思うんですけれどもね。

○遠藤委員長 それでは、一通りいろいろ議論が出てきたかとは思っておりますけれども、関連して、全体を通して何かありましたらお願いしたいと思うのですが。

はい、竹川委員。

○竹川委員 予算の問題なんですね。前回、ちょっと聞きましたら、この護岸関係で平成 17 年から 19 年のこの 3 年間で 6 億 1 千万というお金がかけられたと。この財政難の折ですから、できるだけ予算の効率的な執行をして、できるだけバリエーションその他、調査の問題もそうですが、有効な利用、活用をしていただきたいと思っているわけです。

それで、この再生計画の目標の中で、やはり透明性を確保するというようなことが一番最初に確認されていたと思いますので、この 6 億 1 千万について、1 つは、透明性という観点から、予定価格から入札状況、落札状況ですね、どういう業者に決まったかという、できましたらその辺のお話をちょっと伺いたい。

それから、現在、未消化で持ち越しになっている、平成 17 年の場合はかなりの金額が 18 年に持ち越しになって事業が進んでいたわけですがけれども、まだ来年の予算は決まっていないのですが、そういう意味で、現在持ち越しにされて、来年度の中で使われるような金額があるとすれば。

その 2 点について、もしもできましたら。できなければ、この次でも結構ですが、ご説明をお願いしたいと思います。

○遠藤委員長 いかがですか。

○事務局（柴田） 予算関係、細かい内訳ということで、今日は資料を用意しておりませんので、また次の機会ということでよろしく願いいたします。

○遠藤委員長 では、予算等に関連いたしましては、また次の機会でも出していただくということにいたします。

ほかにいかがでしょうか。

今 20 年度の計画についての方針、方向が出ましたけれども、実は前からちょっと懸案になっておりました、例えば完成断面をやはり見たいというようなことから第 3 案というようなことが出てきたかと思えますけれども、それに関連しまして、一番この東側といいますか、いわゆるさらし砂の実験をというようなことが前にあったと思うんですね。ちょっとそれに関連してご意見があればいただきたいと思えますけれども。

といいますのは、やはり非常に流動的といいますか、海そのものがある意味で生き物というような感じがするわけですね。そういったところで、いろいろなモニタリングをし、また工事が進んでいるわけですがけれども、できるだけ波の現象などが見えるような形の何か試策といいますか、試みをできるとすれば、そこがあったかなというようなことが過去にも話が出ておりますけれども、それについて、この護岸検討委員会の範囲の中で、少しこういうことをしては

というか、実は過去に話が出てきたかと思うのですけれどもね。その辺について、ちょっとご意見をいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○後藤委員 言った当事者が余りここで主張するのもあれなんです、先ほども、長期的な話としてバリエーションも含めて考えていく上で、では、どういう生物が、石以外にはついていくかということを、やはりすごく狭い範囲です。

それから、砂がどういうふうに。あそこは恐らく流れにくい場所だと思っているのですが、あそこで流れてしまえば、恐らくほかのところでも流れてしまうだろうという話、カキとかです、ありますので、そんなに大きな規模ではありませんので、ぜひそこを少し、ではどういう砂を入れるかも含めて議論していただいて、計画的にやってウォッチングしていくことが、将来、例えば5年後、さっき評価委員会が5年後、例えば砂がついてきたらどうなるのだろうかということも含めて、やはりみんなで見られる場所かなと思っていますので、ぜひみんなでそこを見ながら、どういう生き物がつくか、共有していく部分というのが相当必要なのではないかと思っていますので、ぜひ進めていただきたいと思っています。

○遠藤委員長 護岸の部分とまた違った環境があるかと思うんですね。ですから、そういう意味では、どんな生物がそこに復元されるかというようなことも1つ、興味がある内容ではないかと思うのですけれどもね。

具体的には、どのような、例えば底質を考えると、しなければいけないだろうと思いますので、そういう方向で、ちょっと検討してみるかどうかということを考えていかれたらどうかと私は思っているのですけれどもね。

はい、どうぞ。

○倉阪委員 私の立場として、“再生実現化試験計画等検討委員会”みたいなものが別途動いていて、県のほうの計画の中に、さらし砂ですか、底さらし砂ですか、それを置くところがまさにこのところが1つ入っている。

私自身としては、小規模なものでちゃんと状況を確認しながらやっていくというのは望ましいことだと思うのですが、そこに、向こうの委員会のほうにちゃんと話はしないといけないかなというふうには思います。

向こうの委員会は、ある程度の頻度でやるそうなので、早めにこちらの意向を向こうのほうで、委員もかなり重なっているところもありますし、県のほうも重なっていますので、この部分については環境影響はそんなに大きくないし、効果も見込めるからやったらどうだろうか

というような提案を早めに入れて合意形成を図っていくことが必要かというふうに思います。

○遠藤委員長 今のご意見は、いわゆる再生実現化試験計画等検討委員会がございませぬ。あれは、恐らくあそこは干潟的な要素になるのだらうと思うのですけれども、そちらの計画の中でというご意見ですか。

○倉阪委員 いや、規模が違うんですよね。猫実川のところの話であるとか、淡水導入とか、もっと大規模に入れるとか、そういった話とはかなり規模が違う話だと思っています。

したがって、やり方として、切り離すような了解をもらうとか、そういったことはあり得ると思います。そこは、向こうの議論次第だと思いますけれども、俎上に若干上がってしまっていると、勉強会で県のやつを見るとこれに乗ってしまっているということですから、向こうの了解というか、向こうで議論が何もなくて進められないかなというふうには思いましたので、コメントをいたしました。

○遠藤委員長 はい、どうぞ。

○歌代委員 ですから、この護岸の検討委員会でも、そういう試験化の話が出ているよということを前提にして、実現化検討委員会ですか、そこで議論するということで。

それで、私もやはり、ああいう絵というのか、そういう案が出ていましたのでね、それはもう、やるべきだというふうに思っております。

○遠藤委員長 ほかに、いかがでしょうか。

今のような意見を尊重しながらといいますか。

はい、どうぞ。

○竹川委員 砂の問題なんですけど、ここの護岸検討委員会でそういう意見になったということはよろしいのでしょうかけれども、私は、今までのいろいろ調査等の結果、ここは恐らく、いわゆる人工干潟をつくるという専門家からすれば非常に魅力的な場所であると。これは、国交省のいろいろ対応、「海域環境創造」の事業の中でも目をつけられている場所ですから。

それはやはり、ここでは砂がつくと、本来的にです。だから、流れていかないということは恐らく、事実上もそうです。また、磯部さんなんかのお話でも、局部的だと言いながら堆積をお認めです。ここの海域はそういう意味では必ず砂がつくと思います。

ですから、そういう点で、わざわざそれを砂を投入するということを考えなくてもよろしいのではないかというのが、ご存じのように私の持論なんです。その点だけ、砂付けの話には気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○遠藤委員長 護岸を置いたところの環境とはちょっと違った環境になるので、そういったところでの生物相の動きというのを見る必要があるかどうかということなんです。

○竹川委員 東側の角のところは非常に極めて局部的なところですから、ほっておいても大体つくというふうなことは常識的にわかるわけです。そういった局部的な極めてスペースの狭い、極めて小規模なものであれば要するに問題はないわけですがけれども、しかし、そうでないとなれば、それはさっき言ったような思惑でだんだん拡大していくということも懸念されますのでね。

そうしますと、この砂の質からいろいろまた問題が出てきますし、大体ここは、平成 18 年度の環境の調査でも言われているように、生物多様性の面から非常に重要な泥干潟なんだということを言われておりますからね。底質の変化につながってくるわけですね。ですから、そういう意味合いで、土砂の話を持ち出すにしても、注意していただきたいと思います。

○遠藤委員長 はい、どうぞ。

○倉阪委員 泥干潟ということですがけれども、この人工的に掘ったところですよ、ここはアナジャコもそういないし、生態系も貧弱ですよ。ですから、そのところにちょっとでも砂が入って行って、その人工滞のところが豊かなよりよい環境になっていくということは、自然再生の観点からは望ましい話かなというふうに思うわけですね。

端に入れて、それでどうかということではないわけですがけれども、今後大きな話をする、砂が徐々に流れ出てこの人工滞のほうが改善していくというような、そういった方向はあるかなとは思っているのですけれども、そのあたりは竹川さんはどう思われるのでしょうか。

○竹川委員 これが本当に自然の滞であれば、別段とは思いません。しかし、ここはいわゆる工作用の水路としてつくられたという葛南センターのお話でした。だから、やはりそういった意味では、前からある問題なんです。前にも護岸前における曝気の問題でいろいろ話が出ました。それは、限定された話として、そういうことも考えられるのではないかなと。

前にその問題が出ましたのは、前にある養貝に向けて砂をつけて、橋でなくて通れるようにする。そこにさらし場をつくったらどうだというようなお話がありました。それとの絡みで私はそう考えているわけです。

○倉阪委員 今後の自然再生を考えると、私もこの連続性という観点から、こういう人工滞というか、水路ですか、これがこういうところにあるというのは余り望ましくない。昔はなかったはずですから。そこが、なだらかな形で海の中のほうもつながるといえるのか、そういった水路的なものがなくなっていくというのは望ましいと思うんですね。

そこは、それによる環境域をちゃんと考えなければいけないわけですが、やってみる価値はあると思いますし、そうすると、変なレキをですね、変なレキと言ったら怒られますけれども、絵のほうに何か描いてありますよね、浅場をわざわざつくる時に、前にレキを入れてこうやって砂をつけるようなことをしなくても、昔の三番瀬にはこんなレキはないわけですから、砂が、まずははじめは流れてしまうだろうけれども、人工滞のほうで埋まっていて、元、昔あったような、海の中のほうの連続性が保たれる、そういうことが1つ、目標としてはいい目標かなというふうには私自身は思っているんですけれども。実現化委員会で話をすればいいんですけれども、あそこは私、司会をやっているんで、余り言えないので。

すみません、ちょっと話がずれましたが。

○遠藤委員長 はい、どうぞ。

○後藤委員 ちょっと話が広がってしまっていてですね、僕は滞は、もうちょっと滞の意味というんですか、それが人工的であれ、昔、大滞とか源ヶ滞ってありましたので、滞というのは潮の流れの中である位置づけを持っていて、今非常に三番瀬の地形というのは単調化していますので、その評価というのは、日の出からずっと流れてくる、それが本当に、例えば稚貝の幼生が流れてくるということも考えながら、そういうことも議論しないと、ちょっと滞については、ただ埋めればいいというものではないと思います。確かにそこを埋めれば生物は増えるのですが、流れの問題も含めて、それはそれとしてきちっとした議論をしたほうがいいのかなど思っています。

ただ、今回やる部分というのは非常に小さなところですし、将来的にほかのところの護岸も含めて話が出てきた時に、やはり底質も含めて、以前あそこは結構アサリをとっている人がいたり、そういう意味では非常に干潟っぽい雰囲気を持っていた場所ですよ。

まず、砂が流れないとかというのは、これはやってみないとわからないのですが、そういう位置付けですので、ではそういう角のコーナーのところの泥床として、ではどういう生物が実際についてくるのか、底質も含めながら、そんなに違うものを持ってくるのではなくて、あの辺と似たような底質を設定してみるとかでもいいのですが、要するに潮間帯がなくなってしまうてきていますので、それだけでもやって、みんなでウォッチングしてみれば、あそこでうまくいかなければ、ほかのところでもほとんどうまくいかないかなという気がしますので。

竹川さんのご心配はわかるのですが、ちょっと小さなエリアで見えておいたほうが、後々のことも含めていいのかなと思っています。

○遠藤委員長 この件は少しまだ時間があるかと思いますし、ある意味では非常に局部的とい

いますか、非常に少ない面積なので、はっきりした結果が出ないかもしれませんし、あるいは逆に言うと、極端なことは起きないということかもしれませんね。そういうこともあって、具体的に何か様子を見るという意味では1つの場所かなと思って話をしたのですけれどもね。

またその辺は、再生会議のほうとの兼ね合いもあるのかもしれませんが、ちょっと今日はその辺についてはまた継続して話をさせていただくということにしたいと思います。

大分時間も経過したのですけれども、大筋話は出尽くしたと申しますか、出たのかなと思っています。事務局のほうで、その他で何かございますか。お願いします。

○事務局（塩屋） 今日の議題は全部やっていただきましたので、その他としまして、12月17日の月曜日なのですが、勉強会を行いたいと考えております。場所は、同じように葛南地域整備センター、議題としましては、景観アンケートの調査結果の活用とバリエーションについて、また皆様のご議論をいただきたいと思いますので、12月17日に開催予定でございます。

その他については以上でございます。

○遠藤委員長 12月17日に、モニタリングの記述事項等をまとめていただいたものがありますので、それについて、先ほどご意見がありましたように、いろいろな意見をどのような形にできるかというようなところへ、方向としては、行けばいいのではないかなど。そのための具体的な事例をまとめていただく。その内容で勉強会をするということです。

今日は、ここの会場が特に時間を厳守ということもありまして、また皆様のご協力と比較的スムーズに進んだかと思っておりますけれども、大体予定の時刻になったので、最後に何かご意見はありますか。

それでは、特になければ、事務局のほうにお返しいたしますので、お願いします。

○事務局（大木） 遠藤委員長、長時間にわたり議事進行、ありがとうございました。

また、委員の皆様、貴重なご意見を多々いただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第17回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後7時55分 閉会